

指定ごみ袋等の料金の見直し（案）

指定ごみ袋等の料金の見直しについては、審議会の提言を踏まえ事務局案を作成した。

1 審議会の提言（平成 27 年 9 月）

(1) 指定ごみ袋の料金について

料金設定に当たっては、ごみ処理経費の負担率を 15%とした平成 15 年度の基本的な考え方を踏襲し、改定する直近の 3 か年分のごみ量及びごみ処理経費の実績を用いて、より実態を反映し、消費税引上げ分を加味しつつ適正な料金に改定すること。

(2) 事業系（直接搬入）一般廃棄物の処理手数料について

手数料については、ごみ処理経費に対する負担率を 30%と設定したものが、直近の実績では既に 30%を超えていることから、家庭系ごみの料金とのバランスを考慮し、消費税引上げ分を加味した手数料に改定すること。

(3) 改定時期について

ごみ処理手数料の改定時期については、消費税率の引上げのタイミングも一つの時期として捉えて検討するとともに、市民及び事業所への周知などについては、広報やホームページを通じて適切に行うこと。

2 事務局案

(1) 指定ごみ袋料金の改定について

ア 改定後の料金

○ 1 kg 当たりの料金：5 円 ⇒ 6 円

区 分	現在の 料金	算定額	改定料金 補正額（案）	増額分	ごみ袋 製造単価
大：450袋（9kg）	45 円	53 円	54 円	9 円	7.10 円
中：300袋（6kg）	30 円	36 円	36 円	6 円	5.60 円
小：150袋（3kg）	15 円	19 円	18 円	3 円	3.70 円
極小：100袋（2kg）	10 円	13 円	12 円	2 円	2.82 円
ごみ袋 1 kg 当たりの料金	5 円	6 円	6 円	1 円	—

イ 算定方法

○算定の基礎

- ・平成 27 年度～29 年度の実績（平均値）

区 分	数 値	備 考
家庭系ごみ年間排出量	24,065 t	
家庭系ごみ年間処理経費	720,215 千円	ごみ袋製造経費除く
ごみ袋製造費	30,440 千円	税込み

○算定式

- ・ごみ処理単価 (29.93 円/kg) = $\frac{720,215 \text{ 千円 (家庭系ごみ年間処理経費)}}{24,065,000 \text{ kg (家庭系ごみ年間排出量)}}$
- ・各ごみ袋の料金：(29.93 円×各ごみ袋の比重×15%) +
各ごみ袋の製造単価・・・(製品価格)
(製品価格) × 1.1 = ごみ袋の料金

※ ごみ袋の大きさにより 1kg あたりの単価が変わらないよう補正した額として 1 kg 当たり 6 円とする。

(2) 事業系（直接搬入）一般廃棄物の処理手数料の改定について

ア 改定後の料金

○10 kg 当たりの料金：60 円 ⇒ 65 円

区 分	現在の料金 (10kg 当たり)	改定後の 料金(案)	備考	増額分	負担率
ごみ処理手数料	60 円	65 円	額を 5 円単位に 調整 (63 円→65 円)	5 円	36.11%

イ 算定方法

○算定の考え方

事業系（直接搬入）ごみ処理経費に対する負担率が 30% を超えていることから、審議会の提言に基づき、消費税引き上げ分のみを上乗せした料金に改定する。

○算定式

$$\text{処理手数料 (63 円)} = (60 \text{ 円} \div 1.05) \times 1.1 \dots \textcircled{1}$$

※①の算定額一の位が 5 円未満の場合は、5 円まで引き上げる。

また、5 円を超え 10 円未満の場合は 10 円まで切り上げる

ウ 参考

○平成 29 年度の負担率 (33.33%)

区 分	数 値
① 平成 29 年度事業系ごみ処理経費	324,255 千円
② 平成 29 年度事業系ごみ年間排出量	18,053 t
③ 10kg 当たりの単価	180 円

$$\frac{\text{①}324,255 \text{ 千円}}{\text{②}18,053,000 \text{ kg}} \times 10 \text{ kg} = 180 \text{ 円} \cdots \text{③}$$

$$\frac{\text{現行手数料 } 60 \text{ 円}}{\text{③}} = 33.33\% \text{ (平成 29 年度負担率)}$$

(3) 改定時期について

平成 31 年 10 月 1 日改定

(4) 周知方法について

商工団体（商工会議所及び商工会等）及び各地区自治会長協議会単位で住民向け説明会を開催するほか、各種広報ツール（紙媒体、ホームページ、放送媒体等）を使い周知する。

ア 広報ツール

- 広報さんじょう 5 月 16 日号及び 9 月 16 日号にて周知
- ホームページ（議決後、速やかに掲載）
- 燕三条エフエム（4 月及び 9 月の放送で周知）
- 取扱店にて掲示等で周知
- 報道機関宛周知（記事掲載）